

医薬品である覚醒剤原料の取扱い等について(覚醒剤取締法の改正について)

医療用麻薬と医薬品である覚醒剤原料(以下「医薬品覚醒剤原料」という。)の規制の均衡を図るため、覚醒剤取締法が改正されました(施行日：令和2年4月1日)。法改正により医薬品覚醒剤原料の医療機関における取扱い等が変更されました。改正の概要は以下のとおりです。

□ 改正の概要

(1) 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の患者等からの譲受規定の新設

患者が服用しなくなり不要となった交付・調剤済みの医薬品覚醒剤原料(以下「調剤済医薬品覚醒剤原料」という。)について、患者やその相続人等から譲受可能*となりました(法改正前は、譲受不可)。譲受した際は、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を薬務課に届け出てください。なお、患者やその相続人等から不要のため譲受した調剤済医薬品覚醒剤原料は廃棄しなければなりません(再利用は不可)。廃棄の手続きは、(2)のとおりです。

* 医療機関(病院・診療所等)は自らが交付・調剤した調剤済医薬品覚醒剤原料しか譲受できません。

(2) 交付・調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄届の規定の新設

調剤済医薬品覚醒剤原料は、薬務課職員の立会いをすることなく、廃棄可能となりました(法改正前は、規定なし)。調剤済医薬品覚醒剤原料の廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を薬務課に届け出てください。なお、従前どおり、使用する見込みがなくなった・誤調剤した医薬品覚醒剤原料等は、「覚醒剤原料廃棄届出書」及び帳簿、廃棄する覚醒剤原料を薬務課まで持参し廃棄してください。

※裏面の廃棄チャートとQ&Aについても、御確認ください。

(3) 帳簿を備え、必要事項の記入義務化

医薬品覚醒剤原料について、帳簿を備え、必要事項の記入が義務化されました(法改正前は、規定なし)。記入事項は、①譲受・譲渡・交付・廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名及び数量、年月日②事故届等により届出をした医薬品覚醒剤原料の品名及び数量、年月日です。帳簿は、最終の記入をした日から2年間保存してください。

(4) 各種届出や譲渡証・譲受証の様式改正

全ての条文において、「覚せい剤」から「覚醒剤」に改正されました。それに伴い、各種届出や譲渡証・譲受証の様式が改正されました。

(5) 自己の疾病の治療目的の携帯輸出入に関する規定の新設

厚生労働大臣の許可を受けた場合、自己の疾病の治療の目的で携帯して医薬品覚醒剤原料を輸出入可能となりました(法改正前は、携帯輸出入不可)。詳細は、各地方厚生局麻薬取締部にお問合せください。

改正の詳細は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課ホームページにて御確認ください。

URL <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/kakutori houkaisei.html>

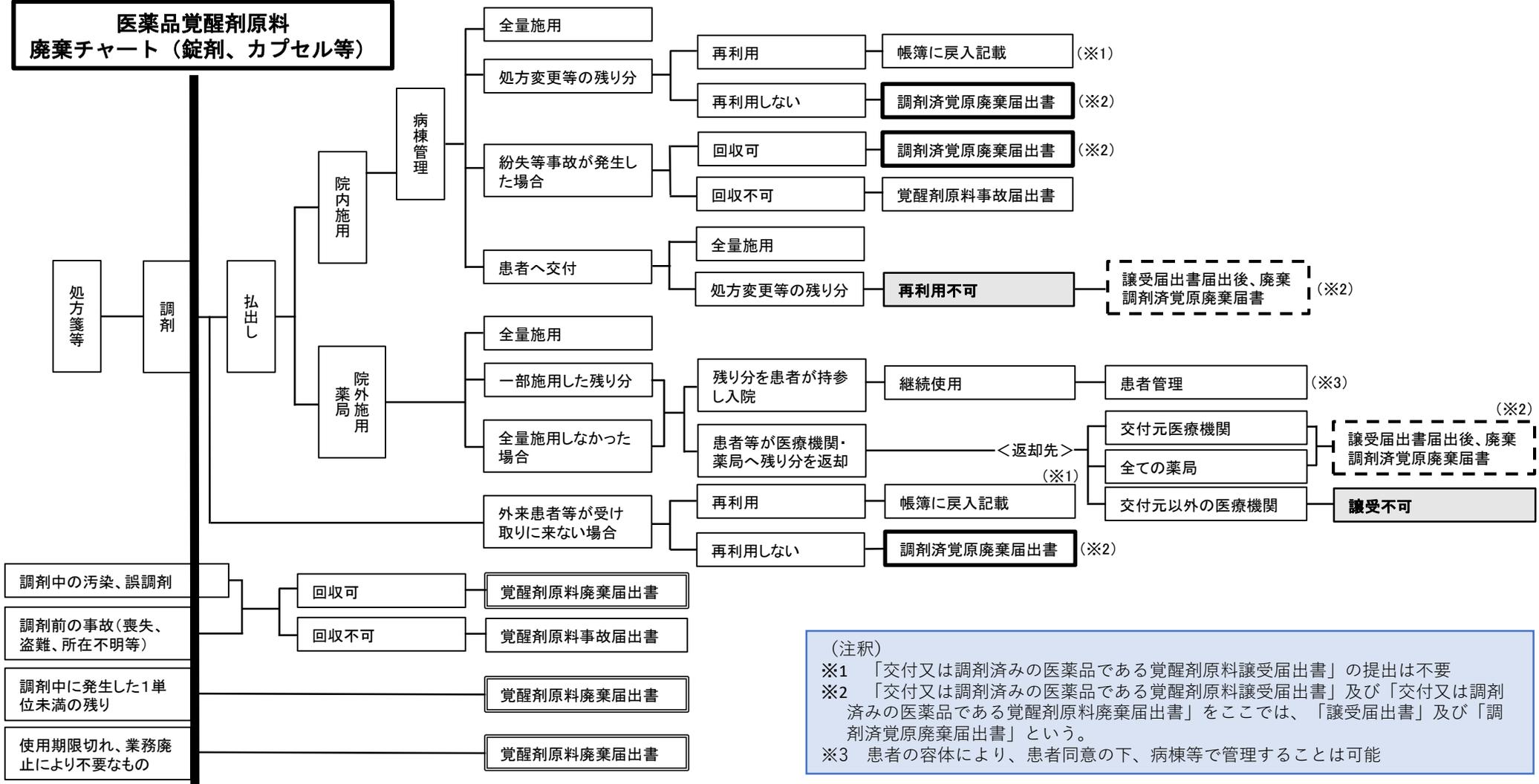
□ 問合せ先

《申請・届出関係》 福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当 TEL 03-5320-4503

《一般的事項》 福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当 TEL 03-5320-4505



**医薬品覚醒剤原料
廃棄チャート（錠剤、カプセル等）**



(注釈)
 ※1 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」の提出は不要
 ※2 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」及び「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」をここでは、「譲受届出書」及び「調剤済覚醒剤原料廃棄届出書」という。
 ※3 患者の容体により、患者同意の下、病棟等で管理することは可能

【Q1】患者又はその相続人等から調剤済みの医薬品覚醒剤原料の返却を受けた場合の手続き方法について教えてください。

【A1】
 ①から③の手順で手続きを行ってください。届出書の提出先は、医療機関等は東京都福祉保健局健康安全部薬務課、薬局は所管の保健所です。
 ①「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を提出します。
 ②届出後、概ね1週間以内に当該医薬品覚醒剤原料を他の職員の立会いの下、回収不能な方法で廃棄します。
 ③廃棄後、30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を提出します。

【Q2】「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同時に提出又は同封して郵送できますか。

【A2】
 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同時に提出又は同封して郵送することはできません。
 なお、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」は患者又はその相続人等から返却を受けた医薬品覚醒剤原料を廃棄する前に提出してください。